

さまざまなトラブルが潜む中… 法的トラブルについては このような声があります

Q.1 あなたや、あなたの身の回りの 家族や友人などで法的トラブルが 起こったことはありますか？

実は、私たちの身の回りでは、
さまざまなトラブルが起きています。

「ある」と答えた方 約6.5人に1人

出典:平成21年 内閣府大臣官房政府広報室「総合法律支援に関する世論調査」
(注)「ある」と答えた人が挙げた法的トラブルには、「弁護のちから」では補償対象とならない
トラブル(多重債務、医療事故など)も含まれています。

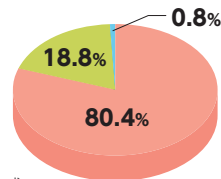
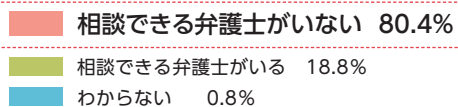
万が一、法的トラブルに巻き込まれた場合、
無理して抱えこむことなく、

専門家である

「弁護士」に相談できたら安心です。でも…

Q.2 法的トラブルにあったときに 相談できる弁護士がいますか？

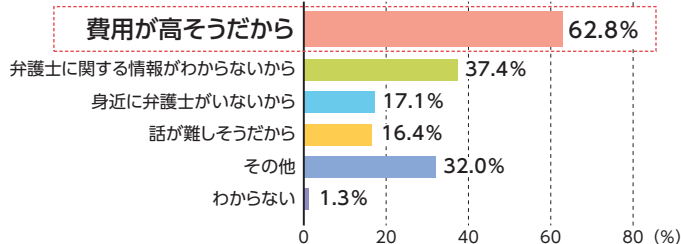
「身近に相談できる弁護士がいない」という方が
多いのが現状です。



出典:平成21年 内閣府大臣官房政府広報室
「総合法律支援に関する世論調査」をもとに損保ジャパンにて作成
全国の20歳以上3,000人のうち有効回答数 1,684人

Q.3 弁護士への相談を迷う、または、 相談しない理由は何ですか？

「相談したいけれど費用が高そう」と感じている
人が約6割もいます。



出典:平成21年 内閣府大臣官房政府広報室「総合法律支援に関する世論調査」
弁護士への相談を迷う、または、相談しないと回答した1,019人を対象(複数回答)

弁護のちから

みなさまの声にお応えして、
はあなたのお子さまのちからになります!



弁護士費用補償 被保険者の範囲:被保険者ご本人

“弁護のちから”が支える2つのトラブル

次の法的トラブルにあったときの弁護士費用をサポートします。

お子さまが遭遇されたトラブルについて対象となります。

被害事故



- 路上歩行中に他人が運転する自転車に追突され、ケガをした。
- インターネット通販の会社から、本物といわられて、偽物のブランド品を売りつけられた。

人格権侵害 (※1)(※2)



- 昔の交際相手からストーカー行為をされている。
- ソーシャルネットワーキングサービス(SNS)上でいじめもない誹謗中傷にあい、精神的苦痛を受けた。
- 電車で痴漢被害を受けた。

✗ 以下のようなトラブルは保険金のお支払いの対象になりません。

- 自動車または原動機付自転車による被害事故に関するトラブル
- 医療ミスによる被害事故に関するトラブル
- 騒音、振動、悪臭、日照不足による被害事故または人格権侵害に関するトラブル
- 借金の利息の過払金請求に関するトラブル
- 顧客や取引先等から被った職務遂行上の精神的苦痛に関するトラブル など

(※1)人格権侵害に関するトラブルの場合で、トラブルの原因事故が初年度契約の保険期間の開始日からその日を含めて90日を経過する日までの間に発生したときは、保険金をお支払いできません。

(※2)人格権侵害に関するトラブルの場合は、警察等の公的機関または学校等の相談窓口等への届出等を行い、その事実を客観的に証明できるトラブルにかぎります。

2つの保険金で気になる費用をしっかりサポートします。

国内補償^(※)

① 法律相談費用保険金

弁護士へ法律相談を行うときに負担した法律相談費用を補償します。

■ お支払いする保険金の額

1つのトラブルに関する法律相談にかかった費用

■ 保険金額(保険期間1年間につき)

通算 **5万円** 限度

自己負担額(免責金額) **1,000円**

② 弁護士委任費用保険金

弁護士へのトラブル解決の委任を行うときに負担した弁護士委任費用を補償します。

■ お支払いする保険金の額

1つのトラブルに関する弁護士委任にかかった費用

■ 保険金額(保険期間1年間につき)

通算 **100万円** 限度

自己負担割合 **10%**

(※)日本国内の法令に基づき解決するトラブルが対象となります。

! いずれの保険金も、弁護士への法律相談および委任契約の締結前に、損保ジャパンの事前の同意が必要となります。

お支払事例

(人格権侵害に関するトラブル)

昔の交際相手にストーカー被害を受けている。自分だけで対応するのはこわいので、弁護士に間に入ってもらう交渉を行った。2回の話し合いの末、本当に嫌がっていることを相手が理解し、今後は付きまとわないと約束してくれたため、合意書面を作成した。

法律相談にかかった費用 **1万円**

弁護士委任にかかった費用 **40万円**
着手金 15万円、報酬金 25万円

法律相談費用保険金のお支払額
1万円 - 1,000円(自己負担額) = **9,000円**

弁護士委任費用保険金のお支払額
40万円 × (100% - 10%(自己負担割合)) = **36万円**

合計 36万9,000円をお支払い

相談できる弁護士が身近にいらなくても安心!
「**弁護士紹介サービス**」

保険金のお支払いの対象となる場合で弁護士の紹介をご希望のときは、損保ジャパン保険金サービス課へご連絡ください。お客さまから依頼を受けた損保ジャパンが、日本弁護士連合会を通じて各地の弁護士会に弁護士紹介を依頼し、お客さまに弁護士をご紹介します。

金銭的な負担を軽減し、安心して法的トラブルを解決することができます。



「緊急時被害事故トラブルサポート」

被害事故に遭遇し緊急の対応が必要な際に、お電話でご相談いただくことができるサービスです。警察OB等トラブル対応の専門コンサルタントが、緊急時の対応等についてアドバイスさせていただきます。

(注1) 本サービスは損保ジャパンの提携業者がご提供します。(注2) ご相談の際には、お名前、ご加入者番号等をお聞きすることがございますのでご了承ください。(注3) ご利用は日本国内からにかぎりません。(注4) 本サービスは予告なく変更または中止する場合がありますので、あらかじめご了承ください。(注5) 「弁護のちから」の保険金をお支払いする事由が発生した場合は、下記窓口または取扱代理店までご連絡ください。【受付時間】24時間365日 0120-727-110

(注) 保険金のお支払方法等重要な事項は、「この保険のあらまし」以降に記載されていますので、必ずご確認ください。

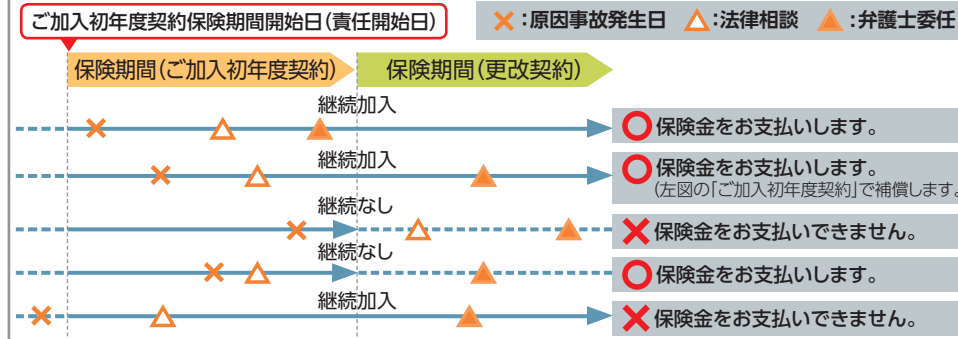
「[保険責任の開始]と[原因事故発生日および法律相談・弁護士委任と保険期間との関係](イメージ図)」

弁護士費用補償に関する保険責任について

■ 保険責任は保険期間開始日の午前0時に始まりますが、ご加入初年度の保険期間の開始時(中途加入の場合は中途加入時)より前に、原因事故が発生していた場合または保険金請求権者が原因事故の発生するおそれが生じたことを知っていた場合等は、保険金をお支払いできません。

■ 保険金請求権者が保険期間中に最初の法律相談または弁護士委任を行った場合に、保険金をお支払いします。

■ 同一のトラブルに起因して行われた一連の法律相談または弁護士委任は、法律相談もしくは弁護士委任の回数または当事者の人数等にかかわらず、それぞれ1つの法律相談または弁護士委任とみなし、保険金が支払われる最初の法律相談または弁護士委任が行われた時に一連の法律相談または弁護士委任が行われたものとみなし、保険金の限度額を適用します。



「[人格権侵害に関するトラブル]の場合の保険責任の開始(イメージ図)」

(注) 「人格権侵害に関するトラブル」については、ご加入初年度の保険期間の開始日(中途加入の場合は中途加入日)からその日を含めて90日を経過する日の翌日から保険責任が始まります(責任開始日)。したがって、責任開始日より前に原因事故が発生していたこれらのトラブルについては、保険金をお支払いできません。

